

桜江地域防災計画

メインテーマ

「誰一人取り残さない」

令和6年3月

さくらえ地区小さな拠点事業防災部会

目次

桜江地域防災計画	1
1. 基本的な考え方	4
(1) 基本方針	4
(2) 自主防災組織の役割	5
2. 防災活動の内容	5
(1) 平常時の取組	5
(2) 災害時の取組	5
(3) 避難行動要支援者等への支援	11
○防災情報	14
市山地区防災計画	26
1. 対象地区と策定主体	30
(1) 計画対象地区	30
(2) 計画策定主体	31
(3) 江津市ハザードマップ	31
(4) 江津市防災マップ	32
2. 防災体制	33
(1) 防災体制（組織体制図）	33
(2) 市山地区防災関連施設	34
(3) 防災資機材等	35
3. 江尾自治会	36
(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害	36
(2) 防災活動の内容	39
4. 今田自治会	44
(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害	44
(2) 防災活動の内容	47
5. 小一山自治会	52
(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害	52
(2) 防災活動の内容	54

6. 本町自治会	59
(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害	59
(2) 防災活動の内容	62
7. 市東自治会	67
(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害	67
(2) 防災活動の内容	70

1. 基本的な考え方

(1) 基本方針

災害が発生した直後、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があるとき、そのようなときに、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」である。災害時には「自助」「公助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに支え助け合う「共助」が重要である。私たちは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進める。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていく。

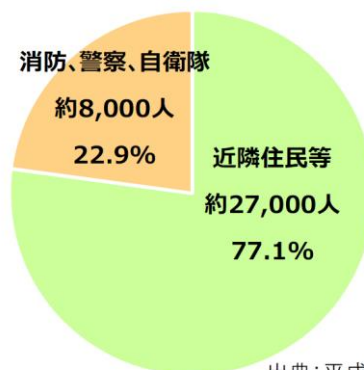
災害時には「自助」「公助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに支え助け合う「共助」が重要である。

★「自助」「共助」について

災害が多く、将来大規模災害も予測される我が国において災害から身を守るためには、政府や自治体による「公助」の取り組みと連携し、自分の身は自分で助ける「自助」や、近所の人等と助け合う「共助」による取り組みを進めることが大切です。

災害時には、道路の寸断などにより「公助」が行き届かず、実際に阪神・淡路大震災では、倒壊家屋の下から救出された人の約8割が近隣の方々により救出されています。平時から各自・各家庭で食料・飲料水等の備蓄、家具の固定、耐震化等を進めていくとともに、地域で起こりそうな災害や避難経路を把握し、地域に住む方々と知り合い、何かあったら協力できる関係を築いておくことが重要です。

阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



出典：平成28年版「防災白書」より引用。

(2) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、地区住民の連携に基づき結成される防災組織である。平常時には災害に備えるための活動を行い、災害時には地区住民が互いを助け合う活動を行う。

2. 防災活動の内容

(1) 平常時の取組

自主防災組織や地区で協力し、「共助」を実施していくためにも、まず自分や家族で身を守る「自助」の取組みは必要不可欠である。

また、いざというときに地区の力が発揮できるよう、常日頃から地区のみんなで協力して防災活動に取り組む。

① 防災知識の普及・啓発

地区防災を進めるためには、地区住民の一人一人が防災に関心を持ち、起こりうる災害や災害時の状況を具体的に想定しながら正しい知識に基づいて準備することが重要であることから、地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行う。

② 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることである。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行う。

- ・ 災害が発生しやすい危険個所の把握（**浸水想定区域、土砂災害警戒区域等**）
- ・ 災害の種類にあわせた避難所、避難場所の選定
- ・ 災害時における避難経路の選定と経路上の危険個所の把握

③ 防災資機材の整備

防災資機材は、地域の実情に応じて準備し、日頃の点検や使い方の確認をする。また、各家庭での災害備蓄を進めるための啓発活動を行う。

④ 防災訓練

防災訓練は、災害に見舞われた際にも、慌てず的確に対応するために必要な活動である。地区住民に積極的な参加を呼びかけて定期的に訓練を行う。

(2) 災害時の取組

災害時に発生する様々な事態に対応するため、市や消防団と連携しながら、地域で力

を合わせて被害の軽減に向けて活動する。

① 情報の収集・伝達

被害の発生状況を正確に公共機関（市、消防署等）に伝えるとともに、公共機関等からの正しい災害情報を地区住民に伝達する。

② 災害発生時の行動

- ・ 気象庁等公共機関からの正しい気象情報、災害情報を積極的に収集する。
- ・ 災害の発生が危ぶまれるときは、避難の準備を早めに行う。
- ・ 災害発生時に気象庁が発表する「警戒レベル」（次項資料）を参考に、躊躇せず避難行動に移る。
- ・ 「高齢者等避難」が発令されたら、避難に時間を要する高齢者等は、早めの避難を開始する。
- ・ 「避難指示」発令時は、落ち着いて指定された避難所、避難場所へ避難する。
- ・ 夜間や道路の浸水等、避難に危険を伴う場合は、自宅や隣戸の2階やがけから離れた部屋など少しでも安全な場所へ避難する（「緊急安全確保」）。

★ 「屋内安全確保」と「緊急安全確保」について

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域（自宅等）からの「立退き避難」が最も望ましいですが、洪水に対しては、自宅・施設等がハザードマップ等に照らして安全である場合、上階への移動により計画的に身の安全を確保することが可能な場合があります。この行動が「屋内安全確保（在宅避難）」です。ただし、土砂災害に対しては上階であっても危険であるため、原則「立ち退き避難」が推奨されます。逃げ遅れ等により「立ち退き避難」ができない状態になった場合に、崖から少しでも離れた場所に身をかわすなど、最低限の安全確保をするのが「緊急安全確保」です。次ページ以降の「避難行動判定フロー」を参考に、家族や地区内の住民をどのように避難誘導することが望ましいかを地区内で話し合しましょう。



それぞれの警戒レベルに相当する情報を、**早めの避難行動の判断**に役立ててください。
 市町村からの**避難指示等の発令に留意**するとともに、避難指示等が発令されていなくとも**自ら避難の判断**をしてください。
 警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。**警戒レベル3や4の段階で避難することが重要**です。

警戒レベル	住民がとるべき行動	市町村の情報	警戒レベルに相当する 気象庁等の情報		
			警報等	キキクル (危険度分布)	指定河川 洪水予報
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 <small>※必ず発令される情報ではない</small>	大雨 特別警報	災害切迫	氾濫発生情報
<警戒レベル4までに必ず避難！>					
4	危険な場所から 全員避難 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示	土砂災害 警戒情報	危険	氾濫危険情報
3	危険な場所から 高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難	大雨警報※ 洪水警報	警戒	氾濫警戒情報
2	自らの 避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。		大雨注意報 洪水注意報	注意	氾濫注意情報
1	災害への心構えを 高める		早期 注意情報 (警報級の 可能性)		



* 防災気象情報と警戒レベルの対応の詳細については、ホームページをご覧ください。
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等避難(警戒レベル3)に相当します。



Japan Meteorological Agency

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9
 TEL: 03-6758-3900 (代表)
 FAX: 03-3434-9085 (耳が不自由な方向け)
 ホームページ <https://www.jma.go.jp/>

令和4年6月

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクととるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか
確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの
高い区域を着色した地図です。着色されていないところ
でも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土
地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村
からの避難情報を参考に必要に応じて避難して
ください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、
立退き避難（自宅の外に避難）が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまう
おそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、
水・食糧などの備えが十分にある
場合は**屋内安全確保**（自宅に留まり安全
確保すること）も可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間
がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

**警戒レベル3 高齢者
等避難**が出たら、**安全な親戚や知人宅に
避難**しましょう（日
頃から相談しておき
ましょう）

いいえ

**警戒レベル3 高齢者
等避難**が出たら、市
区町村が指定してい
る**指定緊急避難場所**
に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

警戒レベル4 避難指示
が出たら、**安全な親戚
や知人宅に避難**しま
しょう（日頃から相談
しておきましょう）

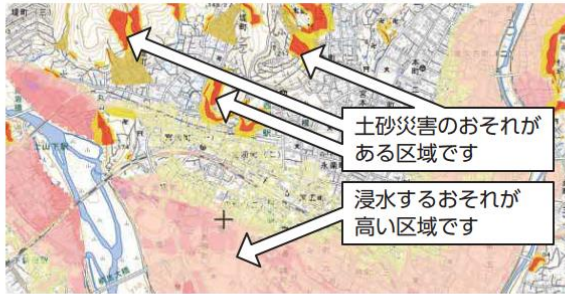
いいえ

警戒レベル4 避難指示
が出たら、市区町村が
指定している**指定緊急
避難場所**に避難しま
しょう

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

水害		土砂災害	
洪水浸水想定区域 (浸水深)		土砂災害警戒区域： 土砂災害のおそれがある区域	
3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)	土砂災害特別警戒区域： 建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域	
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)		
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)		
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)		

ハザードマップポータルサイト

検索



ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります

地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

- ② 浸水深より居室は高い

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

- ③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分

(十分じゃないと…)
水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用
ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには①及び③の記載はありません。

! 警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難しましょう。

! 「避難」とは「難」を「避」けることです。
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

! 避難先は小中学校・公民館ではありません。
安全な親戚・知人宅やホテル・旅館に避難することも考えてみましょう。

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考)内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」
https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline

③ 広域避難

大災害が予想される場合や近隣に安全な避難所が無い場合は、安全な区域に立地する知人宅や親戚宅、あるいは遠方の避難所や宿泊施設等、広い視野で柔軟に避難先を検討する。

④ 避難所の運営

拠点避難所の開設は市が行い、避難所の運営は自主防災組織が行う。その他の避難所については、自主防災組織が開設・運営する。

⑤ 災害対策地区班

災害発生時に拠点となる指定避難所（桜江地区内5か所）へ配置される災害対策地区班員（以下「地区班」）は、自主防災組織、消防団、警察署等関係機関と緊密な連携のもとに避難所の運営に当たる。また、地区班員は、常に災害対策本部及び桜江支所と情報連絡を行い、避難所への収容人員や氏名を把握・報告するとともに、傷病人が発生した場合は速やかに報告し、適切な措置を講ずる。また、災害・気象情報の収集に努め、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安解消に努める。

⑥ 桜江支所

災害発生時には、災害対策本部（災害時に江津市役所に設置、以下「本部」）が市内全域の災害対応全般を担うのに対し、桜江支所は、本部、桜江地区内の地区班、自主防災組織、消防団、警察署等関係機関と緊密に連携しながら、桜江地区の初動を確実に実施するとともに、桜江地区内における災害情報の収集・共有・伝達を担う。また、桜江地区内に配備されている防災資機材の運用や、災害物資の受入れ・一時保管等・配送等にあたって必要な調整を行う。

⑦ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、地区住民で協力して被災者の救出・救助活動を行う。危険を伴う場合は、~~すばやく~~躊躇せず公共機関へ救助要請を行う。

自身や家族の安全が確保されたら、地区内の防災関係組織（地域コミュニティ組織・消防団等）の活動に加わり、地区一丸となって災害へ対応する。

⑧ 火災発生の際の初期消火活動

火災が発生した場合は消防車が到着するまでの間、延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行い、消防署や消防団が到着したあとは指示に従う。

⑨ 避難誘導

地区住民を安全な場所などへ誘導する。避難経路は、災害の状況により変化するので、公共機関や消防団と連絡を取り合い、正確な情報に基づき、安全に留意しながら誘導する。

⑩ 給食・給水活動

災害対応や避難所運営に必要な物資を把握し、公共機関と連携しながら確保に努める。また、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行う。

(3) 避難行動要支援者等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど、他者の助けを必要とする人達（避難行動要支援者等）である。これらの人達を災害から守るため、地区住民で協力して避難行動を支援する。

この取り組みを着実に進めるため、災害弱者一人ひとりに寄り添った個別避難計画の策定を推進する。

① 要配慮者（避難行動要支援者）の視点に立った、防災環境の点検・改善

目や耳の不自由な人にも、災害情報や避難に関する情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努める。

② 的確な避難誘導

要配慮者（避難行動要支援者）が安全に避難するためには、隣近所の助け合いが重要である。一人の要配慮者に複数の避難支援者を決めておく。

③ 思いやりを持った対応

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要がある。困っている人や要配慮者（避難行動要支援者）には、思いやりの心を持って接する。

④ 日頃からの積極的なコミュニケーション

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者（避難行動要

支援者) とのコミュニケーションを図る。

○備蓄品の準備

大規模な災害が発生すると、道路・鉄道などの被害により物流が止まり、物資が不足する事態も予想される。食料品や生活に必要な物品を最低3日分準備する。日頃から、大規模災害時には、電気・ガス・水道などのライフラインが止まることを想定して、次のような備蓄品を準備する。

備蓄品・非常用持出品

飲料水・生活用水

- 3日分の飲料水の備蓄 (1人×3リットル×3日)
- 生活用水
- 水筒



食料品等

- 3日分の食料の備蓄
- レトルト食品 缶詰
- おやつ 紙コップ
- ラップ 簡易食器
- はし、スプーン等
- 缶切りナイフ 粉ミルク



医薬品等

- 救急用品 (消毒液、傷薬、ガーゼ、包帯、ばんそうこう)
- 常備薬 カット綿
- はさみ ピンセット
- 使い捨てカイロ 体温計



停電への備え

- 予備の電池
- 懐中電灯(大型/小型)



情報

- 携帯電話
- ポータブルラジオ
- 充電器
- モバイルバッテリー



燃料の備え

- 卓上カセットコンロ
- ボンベ
- 固形燃料



衣類等・衛生用品

- 衣類 タオル
- ティッシュ マスク
- ウェットティッシュ 除菌シート
- 生理用品 軍手
- 紙おむつ 簡易トイレ
- トイレ用ペーパー
- 歯磨き用品 ゴミ袋



その他

- ライター ランプ
- 寝袋 ローソク
- 筆記具・マーカーペン
- ガムテープ
- 新聞紙 ロープ 笛



非常用持出品

- 非常用持出袋
- 現金(小銭)
- ヘルメット
- レインコート
- 健康保険証 通帳 カード
- 印鑑 非常食 飲料水



◆その他必要な物品

家庭環境によっては、上記の物品以外にも用意しなければならない物があります。以下の例を見ながら考えてみましょう。

◆乳幼児がいる家庭の例

ミルク、哺乳瓶、離乳食、スプーン、おむつ、洗浄綿、おぶい紐、バスタオル
またはベビー毛布、ガーゼ、バケツ、ビニール袋、石けんなど

◆妊婦がいる家庭の例

脱脂綿、ガーゼ、サラシ、T字帯、洗浄綿、新生児用品、ティッシュ、
ビニール風呂敷、母子手帳、新聞紙、石けんなど

◆要介護者がいる家庭の例

着替え、おむつ、ティッシュ、障害者手帳、補助具などの予備、常備薬(お薬手帳)など

◆外国人の例

パスポート、外国人登録証

◆ペットがいる家庭の例

ペットフード、ケージ、首輪、リード、トイレ用品など










○防災情報









災害時、または発生するおそれがある場合に、市が避難に関する情報を発令するので、その情報を得て的確に行動する。また、災害情報や気象情報はテレビやラジオ、各防災関係機関のホームページなどでも確認できるので、日頃から情報の入手方法を確認する。

防災情報の入手先



江津市からの情報

情報発信手段	内 容	
防災行政用無線	市内に設置している江津市防災行政用無線のスピーカーにより情報を伝えます。普段は、夕方のチャイムなどを試験放送として流しています。	
防災行政用無線 戸別受信機	各家庭の室内に設置している防災行政用無線戸別受信機から情報を伝えます。普段は、毎日6時45分と20時00分の定時に江津市からのお知らせ放送を流しています。	
ごうつ防災メール	気象警報、避難情報などの防災情報や防犯情報等、市民の安全・安心に関する情報を提供します。事前にご登録いただいた携帯電話やスマートフォン、パソコンのEメールアドレスに情報を配信します。 登録は「 bousai.gotsu-city@raiden.ktaiwork.jp 」に空メールを送信し、返信された登録用メールの内容に従って登録してください。	 
緊急速報メール (エリアメール)	対象エリアにいる方の携帯電話及びスマートフォン(NTTドコモ、KDDI(au)、ソフトバンク)へ一斉配信します。 ※詳しくは18ページ参照。(事前登録は必要ありませんが、受信設定が必要となる場合があります。)	
江津市ホームページ <input type="text" value="江津市"/> <input type="button" value="検索"/>	避難情報や避難所の開設情報、防災行政用無線の内容等、全般的な情報を掲載します。	 

島根県からの情報

情報発信手段	内 容	
島根県ホームページ (しまね防災情報) <input type="text" value="しまね防災情報"/> <input type="button" value="検索"/>	気象情報、雨量・水位情報、土砂災害情報などの防災情報が公開されています。	
しまね防災メール	気象注意報・警報、地震・津波情報、また、島根県からの緊急情報など、基本情報が配信されます。事前にご登録いただいた携帯電話やスマートフォン、パソコンのEメールアドレスに情報を配信します。 登録は「 register@bousai-shimane.jp 」に空メールを送信し、返信された登録用メールの内容に従って登録してください。	 外国人の方向けの QRコード  英語/English  中国語/中文  韓国語/한국어  ポルトガル語/Portugués  タガログ語/Tagalog  やさしいにほんご

その他の防災関係機関からの情報

情報発信手段	内 容	
国土交通省ホームページ (川の防災情報) <input type="text" value="川の防災情報"/> <input type="button" value="検索"/>	全国の河川の雨量や水位、リアルタイム映像などの情報が公開されています。	
気象庁ホームページ (防災情報) <input type="text" value="気象庁防災情報"/> <input type="button" value="検索"/>	全国の天気や防災情報が公開されています。 ◆ 気象警報・注意報 ◆ 危険度分布(土砂災害、浸水害、洪水) ◆ 台風情報(台風) ◆ レーダー・ナウキャスト(降水、雷、雹巻) ◆ 雨雲の動き「高解像度降水ナウキャスト」(雨量情報)など	
浜原ダムの放流情報	0855-75-1901 自動音声により、浜原ダムの放流量や上流の江の川ダムの河川流量を聞くことができます。	

データ放送や防災アプリ

情報発信手段	内 容
テレビによるデータ放送	テレビのdボタンを押すとデータ放送が閲覧できます。市内の時間降水量や発表されている注意報、警報、避難所の開設状況などが表示されます。テレビ局によって表示内容が異なりますので、平時からご確認ください。
防災アプリ	一部の携帯電話では、緊急地震速報やエリアメール、緊急速報メール等が受信できない場合があります。もし、受信できない場合でも、スマートフォンにYahoo!やNHK、NTTレゾナント等が提供する防災アプリをインストールすれば、あわせて避難情報や気象情報等も確認できます。

○災害時の情報共有

過去の災害において、災害情報の共有や相互連絡は主に電話によっていたが、情報の聴取、取りまとめ、伝達に多大な労力と時間を要するうえ、詳細な状況や位置関係を会話によって正確に伝えることが困難なため、対応の遅延や誤報、2重対応等を招く要因となっていた。今後は、現在、国内において多くの自治体や自主防災組織において、情報共有手段として利用されている「LINE」の機能「オープンチャット」を活用することで、迅速な情報共有と確実な災害対応につなげる。

◆オープンチャット「桜江防災LINE」による情報共有

【概要】

災害情報交換用に開設したLINEオープンチャットに登録した者（利用者）が、災害状況等（河川増水、土砂災害、倒木、通行道目状況等）を各自のスマートフォンで撮影・テキスト入力等により発信し、他の利用者がそれを閲覧することにより、瞬時に利用者全員が情報共有するもの。

【特徴】

移動系無線と同様、「同報性」と「双方向性」を合わせ持つ情報伝達手段であり、情報の確認や整理・振り分け等、災害時に陥りがちな対応遅延要因を回避することができる。また、発信された写真やメッセージは180日間ネット上に保存され、利用者各自がダウンロードすることができるため、災害の振り返りや資料作成等自主防災の取組に役立てることができる。

【登録者の例（登録はあくまで任意）】

- ・ 地域コミュニティ協議会役員等
- ・ 消防団幹部等
- ・ 災害情報を必要とする市職員
- ・ 桜江支所管内の災害対策地区班員
- ・ その他防災関係者

【発信内容】

- ・ 災害現場の写真
- ・ 説明文（位置や状況、建物所有者等）
- ・ 簡単な指示や報告等

【運用ルール】

- ・ 個人的な内容は発信しない。
- ・ 災害情報発信や対応結果報告のみとし、LINE上で会話や返信は極力行わない
(協議が必要な場合は、電話やLINE電話等で直接通話する)。
- ・ 簡潔な文章で入力する。
- ・ 被災者・避難者情報は氏名・年齢・人数までとする。
(必要以上に個人情報を書き込まない)
- ・ 被災者や避難者の顔等が写り込まないように配慮する(ある程度引いた距離からの写真とする)。
- ・ 家屋内等は所有者の許可なく撮影しない。
- ・ 複雑なやり取りや機微情報は電話等で伝達。
- ・ 「登録者の例」に掲載された者以外をむやみに招待しない。
- ・ 消防団等独自のLINEグループ等で集められた情報のうち、行政に伝えるべき情報があれば桜江防災LINEグループに転送する。

【運営形態及び管理者】

- ・ さくらえ地区小さな拠点推進協議会により運営する。
- ・ 桜江地区小さな拠点推進協議会長を管理者とし、江津市桜江支所長を共同管理者とする。
- ・ 不適切な書き込みや写真等については、管理者権限により直ちに削除する。

◆非常通信手段：江津市防災無線（移動系）

【概要】

市内各地域コミュニティ交流センター、市役所本庁舎、桜江支所、市公用車、消防各団分の分団長等に配備された無線子局により、プレトークによる即時通話を行う。親局で中継することで、市内のどこからでも通話が可能。通話内容はすべての子局で同時に流れるため、同報性がある反面秘匿性はない。

◆電話

大規模災害時には通信の輻輳によりつながりにくい状況に陥りがちであるとともに、情報共有・伝達の速度・確実性とも他の通信手段に劣る。反面、詳細な状況説明や秘匿が必要な情報等を伝える場合は優位性があるので、状況に応じて使用する。

○避難所データ

市山地域コミュニティ交流センター

□概要

避難所種別	指定避難所（拠点、地区班設置場所）、指定緊急避難場所
浸水想定	なし
土砂災害警戒	なし
建築年/構造/床面積	センター S46(1971)/鉄筋コンクリート2階/1,646.6㎡ 体育館 S35(1960)/鉄骨1階/538.79㎡
耐震性	なし
敷地面積/標高	11,650㎡/28.5m

□安全性

地盤標高が28.5mと市山バイパス付近の八戸川堤防高（約25m）より3.5m高く、グラウンドも含めた敷地全体が災害の指定区域外。洪水・土砂災害に対しては、桜江中学校と並び桜江地区全体の中でも数少ない安全な避難所。ただし、建物は耐震化されていない。

□避難路及び避難方法

避難後は水害・土砂災害からの影響をほぼ受けないが、そこへ至る避難路が八戸川からバックウォーターや玉川の氾濫、山からの出水等により浸水しやすいので、早めの避難判断が必要。特に急な坂を登れない高齢者等を避難させる場合は共助による早めの支援が必要。

□機能・設備

センター1階には、研修室2部屋（各床56㎡）、和室1部屋（畳56㎡）、大元神楽伝承館（床・畳、96㎡）、資料室（床28㎡）があり、全室エアコン完備。別に調理実習室（エアコンなし）がある。2階は現在使用不可。広い体育館（エアコンなし）とグラウンドは、多くの避難者と避難車両を受け入れられるほか、グラウンドはヘリポートとしても活用できる（実績あり）。また、市山配水池の直下にあるため断水しにくい。防災資機材や物資の備蓄は比較的潤沢に配置されている。

□開設方法

災害対策地区班設置場所で消防団の待機場所でもあり、比較的早い段階で開設される。鍵は災害対策地区班長のほか、市山地域コミュニティ交流センター長宅もしくは地域マネージャー宅にある。

市山文化福祉センター

□概要

避難所種別	指定避難所
浸水想定	3～5m未満
土砂災害警戒	地すべり
建築年/構造/床面積	S45(1970)/鉄骨 1階/350 m ²
耐震性	なし
敷地面積/標高	975.09 m ² /22.6m

□安全性

施設全体が浸水想定区域内（3～5m未満）にあり、一部が土砂災害警戒区域（地すべり）にかかっているため、避難した後も被災の懸念が続く。耐震性もない。

□避難路及び避難方法

付近住宅より一段高いため、水の回りが早かった平成 25 年災害時には、付近住民がお年寄りを連れて水に浸かりながらここに緊急避難し、事なきを得た。里道を通ればさらに高い正蓮寺への二次避難が可能だが、正蓮寺も土砂災害警戒区域（地すべり、急傾斜、土石流）内にあるため、避難路が通れるうちに安全な市山地域コミュニティ交流センターへ避難すべき。あくまで浸水時に逃げ遅れた場合の一時的な緊急避難場所。

□機能・設備

畳の部屋が 3 部屋あり、他にホール・事務室・調理室があるが、いずれも老朽化しており、現在トイレは使用不可でテレビも無い。

□開設方法

無人で平常時は施錠されているが、施設の管理をしている藤長寺で鍵を借りれば誰でも開設できる。

正蓮寺

□概要

避難所種別	指定避難所、指定緊急避難場所
浸水想定	なし

土砂災害警戒	地すべり、急傾斜、土石流
建築年/構造/床面積	不明/木造 1 階/不明
耐震性	不明
敷地面積/標高	不明/28.5m

□安全性

標高 28.5m と高く浸水想定区域外。しかし、施設全体が地すべり・土石流の警戒区域内にあり、一部が急傾斜の警戒区域にかかっているため、現地の雨量が多い場合には災害リスクが高い。平成 25 年災害では土石流に見舞われ、その後堰堤が整備された。

□避難路及び避難方法

昭和 58 年災害時には多くの避難者があったが、近年の災害では避難者が少ない。高台にあり、城下集落の住民が玉川を渡れなくなった場合に、里道を通して避難が可能。しかし、土砂災害のリスクがあるので、水が引くまでの間の一時的な避難等、限定的な使用となる。

□機能・設備

広い境内と本堂（○畳）、庫裡があるなど、避難所としての機能を備えている。防災資機材や物資の備蓄は最小限。

□開設方法

住職のご家族の居宅が隣接しているので、連絡して許可を得る。

福應寺

□概要

避難所種別	指定避難所、指定緊急避難場所
浸水想定	なし
土砂災害警戒	急傾斜、土石流
建築年/構造/床面積	不明/木造 1 階/不明
耐震性	不明
敷地面積/標高	不明/37.4m

□安全性

標高 37.4m と高く浸水想定区域外。しかし、施設全体が急傾斜・土石流の警戒区域内にあり、現地の雨量が多い場合には災害リスクが高い。急傾斜に関しては本堂裏手に対策工事が施されているが、裏山が高く、全体が急傾斜となっている。

□避難路及び避難方法

高台にあり、市道を通って避難が可能だが、迫谷川からの出水や八戸川からのバックウォーターで市道が水没するため、早めの避難判断が必要。また、土砂災害のリスクがあるので、他に避難先がない場合に水が引くまでの間の一時的な避難等、限定的な使用となる。

□機能・設備

広い境内と本堂（○畳）、庫裡があるなど、避難所としての機能を備えている。防災資機材や物資の備蓄は最小限。

□開設方法

住職のご家族の居宅が隣接しているので、連絡して許可を得る。

江尾大元神社

□概要

避難所種別	指定避難所、指定緊急避難場所
浸水想定	なし
土砂災害警戒	急傾斜
建築年/構造/床面積	不明/木造 1 階/不明
耐震性	不明
敷地面積/標高	不明/27.1m

□安全性

標高 27.1m と高く浸水想定区域外。施設の半分が急傾斜の警戒区域内にあり、現地の雨量が多い場合には災害リスクが高い。裏手はなだらかな地形であり、土砂の流下等の懸念は薄いですが、地盤が市道（川）側に崩れる危険性がある。

□避難路及び避難方法

高台にあり、車道に隣接していないため、徒歩で急な階段を上って避難する必要がある。また、その階段に接続する市道は平成 25 年災害で日和川の氾濫により浸水している。避難できたとしても、土砂災害のリスクがあるので、他に避難先がない場合に水が引くまでの間の一時的な避難等、限定的な使用となる。

□機能・設備

水道・トイレとも最小限の設備しかなく冷房設備もない。防災資機材や物資の備蓄は最小限。

□開設方法

今田集会所

□概要

避難所種別	指定避難所、指定緊急避難場所
浸水想定	3～5m未満
土砂災害警戒	なし
建築年/構造/床面積	H8(1996)/木造1階/不明
耐震性	不明
敷地面積/標高	792 m ² /22.4m

□安全性

施設全体が浸水想定区域内（5～10m未満）にあり、避難した後も被災の懸念が続く。一段高い隣接地（旧市山ニット）へ二次避難が可能だが、そちらもギリギリ浸水想定区域内であり、土砂災害警戒区域（急傾斜）にかかっている。

□避難路及び避難方法

今田側からの避難路は、市道山手月の夜線と今田農道の交差点から今田樋門付近にかけての区間が低く、内水による浸水の可能性がある。長尾側からの避難路は宮の谷川と八戸川の合流点が八戸川の増水で浸水しやすい（H25 災では実際に浸水、現在堤防整備が進められている）。いずれも早めの避難判断が必要。

□機能・設備

畳の部屋が大小3部屋あり、調理室があるなど、避難所としての機能を備えている。現状で十分使用不可。防災資機材や物資の備蓄は最小限。テレビはあるが受信アンテナが無い。

□開設方法

無人で平常時は施錠されているが、自治会長宅及び各組長宅で鍵を借りれば誰でも開設できる。

用語集

■河川関係

・洪水浸水想定区域

川が氾濫した場合に浸水するおそれがある区域。

・家屋倒壊等氾濫想定区域

川が氾濫した場合に、あふれた水や川岸の侵食により、家屋が倒壊・流出するおそれがある区域。

・洪水予報指定河川

二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定したもの、もしくはその他の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事が指定したもの。江の川は洪水予報指定河川。

・水位周知河川

洪水予報指定河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川について、特別警戒水位を定め、この水位に達したときは、その旨を水位または流量を示して通知・周知している。八戸川は水位周知河川。

・氾濫危険水位（はんらんきけんすい）

川からいつ水があふれ出してもおかしくない危険な状況を示す水位。

・避難判断水位（ひなんはんだんすい）

川の増水により、今後氾濫するおそれがあることを示す水位。

・氾濫注意水位（はんらんちゅういすい）

川の増水により、氾濫への注意を始める必要を示す水位。

・水防団待機水位

水防団が水防活動の準備を開始する目安となる水位。

■堤防関係

・いっすい溢水

川の水が堤防のないところからあふれ出る現象。

・えっすい越水

川の水が堤防を乗り越えてあふれ出る現象。

・漏水

川の水が堤防などに浸み込み、居住地側の堤防斜面や地面から水が出る現象。

・パイピング

川の水が堤防の下の地面を通り抜け、居住地側の地面などから土砂を含んだ水が出る現象。

- ・ 内水氾濫

雨水が排水施設で川に排水できずに、宅地などにあふれること。

- ・ 決壊

堤防などが切れてくずれること（破堤＝堤防が決壊すること）。

■ダム関係

- ・ 緊急放流

豪雨災害等によりダムが満水に近づいたときに、ダムからの放流量をダムの流入量と同程度となるよう近づけていき、満水になったら流入量をそのまま下流側に通過させること。

- ・ 予備放流

大雨が予測される場合に、事前にダムの空き容量を確保するための放流。

■土砂災害

- ・ 地すべり

斜面が塊となって滑り落ちる現象。

- ・ 土石流

大雨で崩れた土石が川の流れと一体となって一気に流下する現象。

- ・ 表層崩壊

斜面の表面をおおっている土壌の部分だけが崩れ落ちる現象。

- ・ 深層崩壊

山の斜面が深いところから大規模に崩れる現象。

- ・ 土砂災害警戒区域

急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域。

- ・ 土砂災害特別警戒区域

急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域。

- ・ 土壌雨量指数

大雨による土砂災害リスクの高まりを把握するための指標。

■気象情報

- ・ 大雨警報（土砂災害）

大雨による重大な土砂災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される警報。

- ・大雨特別警報（土砂災害）

台風や集中豪雨により数十年に一度の大雨が予想される場合で、特に土砂災害に警戒すべきときに発表される特別警報。

- ・洪水警報

増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される気象警報。

- ・土砂災害警戒情報

命に危険が及ぶような土砂災害がいつ発生してもおかしくない危険な状況であることを伝える情報。

- ・線状降水帯

組織化した積乱雲群が数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される線状に伸びる強い降水をとこなう雨域。

- ・記録的短時間大雨情報

その地域にとって数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨が観測されたときなどに発表される情報。

■避難関係

- ・屋内安全確保

ハザードマップを確認し、住民自らの判断で氾濫しても浸水しない安全な高さの居室に移動したり留まるなどして、安全を確保すること。

- ・緊急安全確保

以下の2つの意味がある。

①（避難情報として）警戒レベル5 緊急安全確保は災害が発生・切迫した状況で、住民などに命の危険から少しでも身の安全を確保するよう指示するために、市町村長が発令する避難情報。

②（避難行動として）主に①の発令時など、安全な避難ができない可能性がある状況下で命の危険から少しでも身の安全を確保するためにとる次善の行動。このうち家屋の2階等に移動する場合を「垂直避難」ともいう。

- ・立退き避難

災害により危険な場所から安全な場所へ移動して避難すること（「水平避難」とも）。

- ・指定緊急避難場所

津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所。

- ・ 指定避難所

避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設。

- ・ 要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。

■ その他

- ・ タイムライン

行政や交通の関係者が連携し、災害の進展に応じて行う防災行動を、時系列でとりまとめた計画。

- ・ マイ・タイムライン

水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、予め自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理したもの。個人や家族の防災行動計画。

市山地区防災計画

令和6年3月

市山地区自主防災会

目次

1. 対象地区と策定主体

- (1) 計画対象地区
- (2) 計画策定主体

2. 防災体制

- (1) 防災体制
- (2) 防災関連施設
- (3) 防災資機材
- (4) 防災訓練の実施

3. 江尾自治会

- (1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

- ①地区の特性
- ②過去の災害
- ③予想される災害
- ④避難場所、危険箇所、写真

- (2) 防災活動の内容

- ①平常時の取り組み
- ②災害時の取り組み
- ③避難行動要支援者等への支援
- ④中長期的に取り組むこと
- ⑤今後検討が必要なこと

4. 今田自治会

- (1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

- ①地区の特性
- ②過去の災害

- ③予想される災害
- ④避難場所、危険箇所、写真

(2) 防災活動の内容

- ①平常時の取り組み
- ②災害時の取り組み
- ③避難行動要支援者等への支援
- ④中長期的に取り組むこと
- ⑤今後検討が必要なこと

5. 小一山自治会（入原^{ぬっばら}含む）

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

- ①地区の特性
- ②過去の災害
- ③予想される災害
- ④避難場所、危険箇所、写真

(2) 防災活動の内容

- ①平常時の取り組み
- ②災害時の取り組み
- ③避難行動要支援者等への支援
- ④中長期的に取り組むこと
- ⑤今後検討が必要なこと

6. 本町自治会（後山含む）

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

- ①地区の特性
- ②過去の災害
- ③予想される災害

④避難場所、危険箇所、写真

(2) 防災活動の内容

- ①平常時の取り組み
- ②災害時の取り組み
- ③避難行動要支援者等への支援
- ④中長期的に取り組むこと
- ⑤今後検討が必要なこと

7. 市東自治会

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

- ①地区の特性
- ②過去の災害
- ③予想される災害
- ④避難場所、危険箇所、写真

(2) 防災活動の内容

- ①平常時の取り組み
- ②災害時の取り組み
- ③避難行動要支援者等への支援
- ④中長期的に取り組むこと
- ⑤今後検討が必要なこと

1. 対象地区と策定主体

(1) 計画対象地区

江津市の南東部に位置し、平成の合併前は1つの町であった桜江地区。

長谷・市山・川戸・谷住郷・川越の5地区で構成される。

<https://satodukuri.pref.shimane.lg.jp/info/area/basic?sbaAreaCode=207447m01>

(しまねの郷づくり応援サイトより)

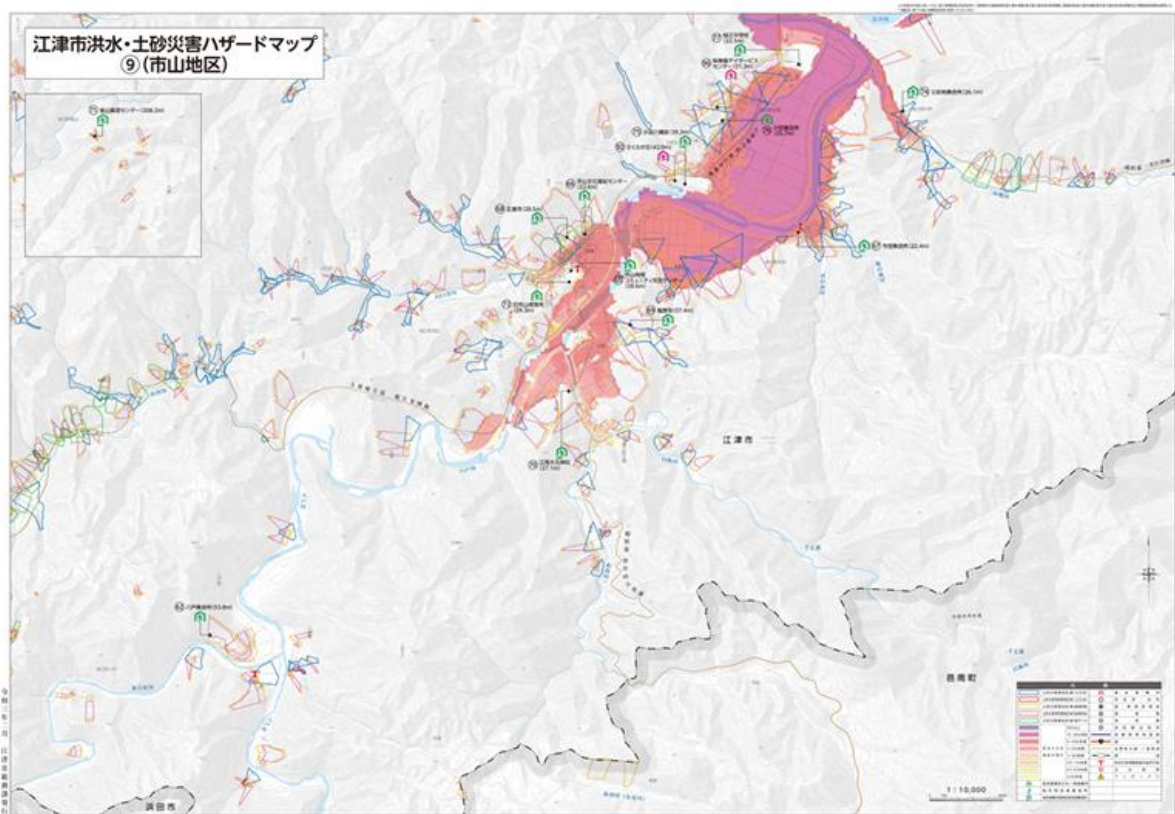


対象地区名	江津市桜江町市山地区				
対象自治会 5自治会	江尾 自治会	今田 自治会	小一山 めっぼら (入原含む) 自治会	本町 (後山含む) 自治会	市東 自治会
世帯数 238世帯	50世帯	73世帯	16世帯	51世帯	48世帯
人口	140人	195人	40人	121人	97人
	593人				

(2) 計画策定主体

団体名称	市山自主防災会
所在地	江津市桜江町市山 481 番地
活動拠点	市山地域コミュニティ交流センター

(3) 江津市ハザードマップ



<https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/10939.pdf>

(4) 江津市防災マップ

防災マップが家に無い人は、市役所総務課防災係まで連絡する。

<https://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/4/2664.html>

江津市 総務課 防災係

〒695-8501 江津市江津町1016番地4

Tel : 0855-52-7927

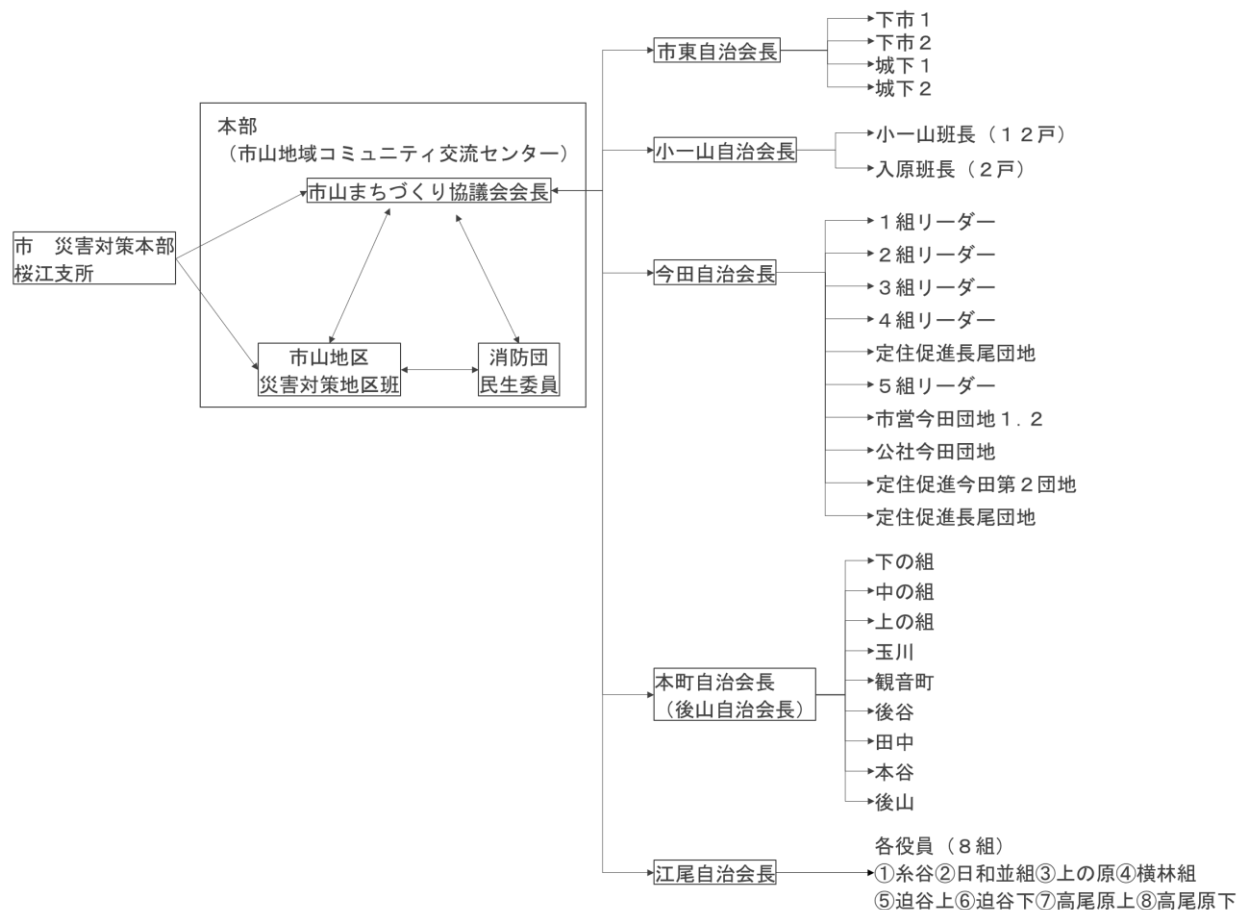


2.防災体制

(1) 防災体制（組織体制図）

市山地区自主防災会 体制図

令和5年7月



(2) 市山地区防災関連施設

○避難施設一覧

地区	避難場所	避難 想定人数	過去の 利用実績	備考
江尾	江尾大元神社			指定避難所
	江尾集会所			
	福應寺			
今田	今田集会所			指定避難所
	市山コミュニティ交流 センター			
	桜江中学校			
小一山	小一山集会所			
本町	本町集落センター			
	市山コミュニティ交流 センター			
	正連寺			
市東	市山交流センター			
	正連寺			指定避難所
	市山文化福祉センター			指定避難所
	旧市山保育所			指定避難所

○その他施設

名称	電話番号	情報が入るタイミング
浜原ダム	0855-75-1901	放流量が110トン、300トン、500トン、1,000トン、 1,900トン、以降は1時間ごと
八戸ダム	0855-92-0296	放流量が毎秒30トン、50トン、100トン、150トン、 200トン、以降は1時間ごと

市から防災無線、防災メールなどで情報が入る。音声放送でも放流量が確認できる

(3) 防災資機材等

物 品	数 量	保管場所	備 考
保存食		市山地域コミュニティ 交流センター	
飲料水		〃	
毛布		〃	
ダンボールベッド		〃	
発電機		〃	
ソーラー		〃	
投光器		〃	
発電機	1	江尾集会所	
投光器	2	〃	
炊き出し鍋	1	〃	
投光器	1	今田集会所	
〃	1	小一山集会所	
発電機	1	今田集会所	
〃	1	小一山集会所	
〃	1	本町集会所	
投光器	2	〃	
炊き出し鍋	1	〃	
ガスコンロ	1	〃	
炊飯器	2	〃	

3. 江尾自治会

※太字は**江尾自治会特有の情報**

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

①地区の特性

- ・ 背後に山を抱える地域があり、土砂災害の可能性が高い。
- ・ **日和並谷は携帯電話が使えないため災害時の安否確認等できない。**
- ・ **江尾集会所周辺は八戸川から迫谷川へ逆流してくるバックウォーターで短時間のうちに浸水する。**

②過去の災害

- ・ 江津の”今”と”未来”を伝える広報誌かわらばん

2013. 6 VOL. 738 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3595.pdf>

2013. 10 VOL. 742 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3601.pdf>

- ・ **平成25年の災害では、日和川の氾濫と、八戸川から迫谷川を伝ってのバックウォーターにより短時間で集落の大部分が浸水し、主要道路が通行不能となったほか、以下の被害が発生した。**

糸谷…床下浸水

上の原…床上3軒（うち全壊1軒）、床下浸水35軒（←35軒もない？）

日和並谷…床下3件、土砂災害1件。（平成25年に発生）

③予想される災害

- ・ 背後に山を抱える地域があり、土砂災害の可能性が高い。
- ・ 八戸川と日和川に近い地域は道路を含め浸水被害が発生する。
- ・ 有効な迂回路がなく江尾橋が通行止めになれば地域全体が孤立する可能性がある。

④避難場所、危険箇所の写真



江尾大元神社



江尾集会所



福應寺



危険箇所（江尾中心部）
土地が低いため浸水の恐れがある。集会所もこの中にある。

避難場所	避難想定人数	注意点
江尾大元神社	20人程度	建物の一部が土砂災害警戒区域（急傾斜）にかかっている。 高齢者は階段を上がるのが難しい。駐車場がなく路上駐車になるが浸水の恐れがあるので車での避難は困難。備品等は置かれていない。
江尾集会所	30人程度	設備はある程度充実しているが、低地にあり浸水の危険性が高い。水害時の避難所としては適さない。高いところへの移転を希望。
福應寺	30人程度	土砂災害警戒区域（急傾斜）内にある。 浸水の心配はないが、行くのが大変。非常食や毛布などが無い。

- ・ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域から外れている住宅があり、そこを地区避難所として活用することも検討。
- ・ 江尾橋は完成してから60年近くたち経ち、古くなっているので架け替えなどのハード面の対策が必要。

(2) 防災活動の内容

①平常時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
普段からの声かけなどで 地区住民同士の関係性を深めておく。	常時	全員	
地区住民には普段から早めの自主避難を心掛けるよう啓発する	毎年〇月頃		
連絡体制を整える	毎年〇月頃		
避難行動要支援者との日頃の連絡を密にする	毎年〇月頃		
資機材、器具等の確認	毎年〇月頃		
情報の管理	毎年〇月頃	消防団、民生 児童委員など	
避難所、避難経路、危険箇所の確認	毎年〇月頃		
防災グッズ（非常用持出袋）の購入推進。持ち出すものの定期的な確認	毎年〇月頃		
簡易ベッド、パーティションなどの組立て訓練を行う	毎年〇月頃		
防災知識の普及・啓発	毎年〇月頃		
『市山まちづくり協議会広報誌』 に情報を日頃から掲載する	毎年〇月頃		
防災訓練、避難訓練、非常食炊き出し訓練を実施	毎年〇月頃		市や消防団と連携する

※実施時期、担当者を決める

②災害時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
避難の際の声かけを近所同士で行う（互近助）	警戒レベル3	全員	連絡方法を平常時に決めておく
安否確認を密に行う	災害発生時		連絡方法を平常時に決めておく
8組の各組長がリーダーとなり、自治会長に連絡をする	災害発生時	組長、自治会長	

※連絡方法、担当者を決める

③避難行動要支援者等への支援

内容	実施時期	担当者	備考
<p>災害時の被災、避難状況をより迅速に把握するため、市から提供された避難行動要支援者名簿、個別避難計画を参考に、要配慮者の把握に努め、行政、自治会、民生児童委員などと連絡を取り合い、定期的に情報を更新する。</p>			
<p>要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動などについてあらかじめ検討し訓練などに反映させる。</p>			
<p>要配慮者に対しては、災害に際し、支援者及び近隣住民などが優先的に安否確認をし、その被災状況に応じて、応急的、効果的な対応を行う。また、本部及び自治会もこれに協働し支援を行う。</p>			

※実施時期、担当者を決める

④中長期的に取り組むこと

内容	実施時期	担当者	備考

⑤今後検討が必要なこと

内容
携帯電話が使えない地域（日和並谷）があるため災害時の安否確認等できない。
有効な迂回路がなく江尾橋が通行止めになれば地域全体が孤立する可能性がある。
江尾集会所は低地にあり浸水の危険性が高いため、高いところへの移転を検討する。
避難所となる福應寺の非常食や毛布などの備蓄品について検討する。
浸水想定区域や土砂災害警戒区域から外れている住宅があり、そこを地区避難所として活用することを検討する。
江尾橋は完成してから60年近くたち経ち、古くなっているので架け替えなどのハード面の対策が必要。

4. 今田自治会

※太字は**今田自治会特有の情報**

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

①地区の特性

・全世帯が孤立する可能性がある地域で、八戸ダムや浜原ダムの放流量が一定量を超えると浸水の可能性が高い。

②過去の災害

・江津の”今”と”未来”を伝える広報誌かわらばん

2013.6 VOL.738 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3595.pdf>

2013.10 VOL.742 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3601.pdf>

- ・八戸川のバックウォーターといくつかの谷川の増水により、内水による家屋や主要道路の浸水被害が多数発生した。
- ・八戸ダムからの放流量が300トンを超えると危険。過去700トンを超えたこともあり、その時は地域一帯が水に浸かった(250トンを超えると水位が1m以上になる。)

③予想される災害

- ・八戸ダムや浜原ダムの放流量が一定量を超えると浸水の可能性が高い。道路が通行不能になり、個々が身動き取れないだけでなく、避難所(今田集会所)が孤立する恐れがある。
- ・八戸川対岸の小田地区の農道も浸水の恐れがあり、二次避難所の桜江中学校への経路がたたれ、全世帯が孤立することが考えられる。
- ・土石流・土砂崩れの危険性もあり、堤防越水・決壊の恐れもある。堤防が古くパイピング現象が発生する可能性もある。
- ・浜原ダムについては7,000トンを超えると八戸川のバックウォーターにより堤防を越水する**可能性が高まる**。

(H30水害では浜原ダム放流量7,620tだったが今田堤防は越水しなかった。金尻～月の夜の堤防についてはH30に越水したが、その後H30規模の水害でも越水しないように嵩上げ済み。長尾には無堤防区間あり。)

④避難場所、危険箇所の写真



今田集会所



桜江中学校



危険箇所

土地が低いので内水、バックウォーターによりたびたび浸水している



市山コミュニティ交流センター

避難場所	避難想定人数	注意点
市山地域コミュニティ交流センター	約100名	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる災害危険区域から外れており、桜江地区全体の中で桜江中学校と並び最も安全な避難所の一つ。 ・道路が冠水する危険があり、避難判断のタイミングが難しい。最初から桜江中学校に避難した方が良い場合はそのようにする ・本町地区と市東地区の避難所にもなっている。
今田集会所 (一次避難)	30名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は浸水想定区域内だが、標高22.4mと小高い丘となっており、裏手の旧市山ニット建物周辺の平地は標高25m。 ・道路が冠水する危険があり、避難判断のタイミングが難しい。最初から桜江中学校に避難した方が良い場合はそのようにする。 ・冷房施設がなく、夏期の避難は厳しい。早期の設置が必要。
桜江中学校 (二次避難)	30名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・道路が冠水する危険があり、避難判断のタイミングが難しい。

- ・万が一避難が遅くなった場合は**在宅避難 (屋内安全確保)** する。
- ・今田 1組…内水では避難しない方がいい (**在宅避難 (屋内安全確保)**)。
 - 2組…一部住民は内水では避難しない方が安全 (**在宅避難 (屋内安全確保)**)。
 - 3組…3戸は避難しない方が安全 (**在宅避難 (屋内安全確保)**)。
 - 4組…4戸は避難しない方が安全 (**在宅避難 (屋内安全確保)**)。
 - 5組…1戸のみ避難。あとは避難しない方が安全 (**在宅避難 (屋内安全確保)**)。

※1～5組とも、堤防越水や土砂災害の可能性のある場合は直ちに立ち退き避難。

(2) 防災活動の内容

①平常時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
普段からの声かけなどで 地区住民同士の関係性を深めておく。	常時	全員	
地区住民には普段から早めの自主避難を心掛けるよう啓発する	毎年〇月頃		
連絡体制を整える	毎年〇月頃		
避難行動要支援者との日頃の連絡を密にする	毎年〇月頃		
資機材、器具等の確認	毎年〇月頃		
情報の管理	毎年〇月頃	消防団、民生 児童委員など	
避難所、避難経路、危険箇所の確認	毎年〇月頃		
防災グッズ（非常用持出袋）の購入推進。持ち出すものの定期的な確認	毎年〇月頃		
簡易ベッド、パーティションなどの組立て訓練を行う	毎年〇月頃		
防災知識の普及・啓発	毎年〇月頃		
『市山まちづくり協議会広報誌』 に情報を日頃から掲載する	毎年〇月頃		
防災訓練、避難訓練、非常食炊き出し訓練を実施	毎年〇月頃		市や消防団と連携する

※実施時期、担当者を決める

②災害時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
避難の際の声かけを近所同士で行う（互近助）	警戒レベル3	全員	連絡方法を平常時に決めておく
安否確認を密に行う	災害発生時		連絡方法を平常時に決めておく
各組のリーダー安否確認を行い、自治会長に連絡をする	災害発生時	リーダー、自治会長	連絡方法を平常時に決めておく
浜原ダム3,000トン、八戸ダム150トンの放流時に、自治会長が各組リーダーに連絡を行い住民に周知する	ダム放流時	リーダー、自治会長	連絡方法を平常時に決めておく
要支援者の安否を確認する	災害発生時	民生委員	連絡方法を平常時に決めておく
万が一避難が遅くなった場合は 自宅や隣戸の上階等で緊急安全確保。	災害発生時	全員	

※連絡方法、担当者を決める

③避難行動要支援者等への支援

内容	実施時期	担当者	備考
災害時の被災、避難状況をより迅速に把握するため、市から提供された避難行動要支援者名簿、個別避難計画を参考に、要配慮者の把握に努め、行政、自治会、民生児童委員などと連絡を取り合い、定期的に情報を更新する。			
要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動などについてあらかじめ検討し訓練などに反映させる。			
要配慮者に対しては、災害に際し、支援者及び近隣住民などが優先的に安否確認をし、その被災状況に応じて、応急的、効果的な対応を行う。また、本部及び自治会もこれに協働し支援を行う。			

※実施時期、担当者を決める

④中長期的に取り組むこと

内容	実施時期	担当者	備考

⑤今後検討が必要なこと

内容
どこへ避難するのがよいか判断が難しい。隣近所で避難の声かけをするようにしているが、広範囲なので時間的な余裕がない。連絡体制の確立が必要。
今田集会所は冷房施設がなく、夏期の避難は厳しい。早期の設置が必要。
テレビ視聴ができるようにすること。

5. 小一山自治会

※太字は小一山自治会特有の情報

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

①地区の特性

・小一山地区は中山間地であり、浸水による被害はないが、土砂崩れや路肩崩壊が起きる可能性がある。

②過去の災害

・江津の”今”と”未来”を伝える広報誌かわらばん

2013.6 VOL. 738 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3595.pdf>

2013.10 VOL. 742 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3601.pdf>

③予想される災害

- ・土砂崩れ（3カ所程度）や路肩崩壊（1カ所程度）が想定される。
- ・入原地区（2世帯）では八戸川の増水、内水による浸水が想定される。

④避難場所、危険箇所の写真



避難場所	避難想定人数	注意点
小一山集会所	10人程度	自宅が土砂災害警戒区域にかかっていない場合は在宅避難（屋内安全確保）する。

(2) 防災活動の内容

①平常時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
普段からの声かけなどで 地区住民同士の関係性を深めておく。	常時	全員	
地区住民には普段から早めの自主避難を心掛けるよう啓発する。	毎年〇月頃		
連絡体制を整える	毎年〇月頃		
避難行動要支援者との日頃の連絡を密にする	毎年〇月頃		
資機材、器具等の確認	毎年〇月頃		
情報の管理	毎年〇月頃	消防団、民生 児童委員など	
避難所、避難経路、危険箇所の確認	毎年〇月頃		
防災グッズ（非常用持出袋）の購入推進。持ち出すものの定期的な確認	毎年〇月頃		
簡易ベッド、パーティションなどの組立て訓練を行う	毎年〇月頃		
防災知識の普及・啓発	毎年〇月頃		
『市山まちづくり協議会広報誌』 に情報を日頃から掲載する	毎年〇月頃		
防災訓練、避難訓練、非常食炊き出し訓練を実施	毎年〇月頃		市や消防団と連携する

※実施時期、担当者を決める

②災害時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
避難の際の声かけを近所同士で行う（互近助）	警戒レベル3	全員	連絡方法を平常時に決めておく
安否確認を密に行う	災害発生時		連絡方法を平常時に決めておく
自宅が土砂災害警戒区域にかかっていない場合は在宅避難（屋内安全確保）する。もし避難するとすれば小一山集会所。ただし、土砂災害の危険性があるときは市山地域コミュニティ交流センターへ避難。	警戒レベル3	全員	
小一山班（12戸）と入原班（2戸）に分ける。入原班→小一山班に連絡を入れて、小一山班が2つの班を取りまとめて、班長に報告する。	警戒レベル3	班長	

※連絡方法、担当者を決める

③避難行動要支援者等への支援

内容	実施時期	担当者	備考
<p>災害時の被災、避難状況をより迅速に把握するため、市から提供された避難行動要支援者名簿、個別避難計画を参考に、要配慮者の把握に努め、行政、自治会、民生児童委員などと連絡を取り合い、定期的に情報を更新する。</p>			
<p>要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動などについてあらかじめ検討し訓練などに反映させる。</p>			
<p>要配慮者に対しては、災害に際し、支援者及び近隣住民などが優先的に安否確認をし、その被災状況に応じて、応急的、効果的な対応を行う。また、本部及び自治会もこれに協働し支援を行う。</p>			

※実施時期、担当者を決める

④中長期的に取り組むこと

内容	実施時期	担当者	備考

⑤今後検討が必要なこと

内容
テレビ視聴ができるようにすること。

6. 本町自治会

※太字は本町自治会特有の情報

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

①地区の特性

・玉川沿いの家屋が密集している地域と二つの谷筋に家屋点在がする地域、山の上部に位置する後山地区（2所帯）など、各地区とも多量の雨が降れば災害が起こりやすい。

②過去の災害

・江津の”今”と”未来”を伝える広報誌かわらばん

2013.6 VOL. 738 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3595.pdf>

2013.10 VOL. 742 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3601.pdf>

③予想される災害

・玉川沿いの地域は増水時には地域全体が浸水の恐れがあり、また、城山の土砂崩れと土石流による家屋崩壊の心配がある。

④避難場所、危険箇所の写真



本町集会所



危険箇所
河床が上がり増水時の氾濫の危険があり



正蓮寺



市山コミュニティ交流センター

避難場所	避難想定人数	注意点
本町集落センター	約30名	・ 駐車場が狭く車での避難ができない（5台程度しか止められない）。
市山地域コミュニティ交流センター	約100名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増水した玉川を渡らなければならない危険があり、避難の判断が難しい。 ・ 玉川の左岸側住人は玉川が増水・氾濫した場合、市山コミュニティ交流センターまでの道中が危なくなるので（車避難が難しくなる）、本町集会所や正蓮寺に早目に避難する。 ・ 今田地区と市東地区の避難所にもなっている。 ・ あらゆる災害危険区域から外れており、桜江地区全体の中で桜江中学校と並び最も安全な避難所の一つ。
正蓮寺	約10名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下の道路が低いので、真っ先に浸かり、避難が困難。 ・ 土砂災害警戒区域（地すべり・急傾斜・土石流）内にあり、平成25年災害では隣の墓地で実際に土石流が発生（対策工事済み）。

災害が大きくなる前であれば市山地域コミュニティ交流センターに、災害が大きくなれば正蓮寺に避難する。自宅が安全な人は自宅避難。

(2) 防災活動の内容

①平常時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
普段からの声かけなどで地区住民同士の関係性を深めておく。			
地区住民には普段から早めの自主避難を心掛けるよう啓発する。	毎年〇月頃		
連絡体制を整える	毎年〇月頃		
避難行動要支援者との日頃の連絡を密にする	毎年〇月頃		
資材の確認	毎年〇月頃		
情報の管理（消防団、民生児童委員など）	毎年〇月頃		
避難所、避難経路、危険箇所の確認	毎年〇月頃		
防災グッズ（非常用持出袋）の購入推進。持ち出すものの定期的な確認	毎年〇月頃		
簡易ベッド、パーティションなどの組立て訓練を行う	毎年〇月頃		
防災知識の普及・啓発	毎年〇月頃		
『市山まちづくり協議会広報誌』に情報を日頃から掲載する	毎年〇月頃		
防災訓練、避難訓練、非常食炊き出し訓練を実施	毎年〇月頃		市や消防団と連携する
	毎年〇月頃		
	毎年〇月頃		

※実施時期、担当者を決める

②災害時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
避難の際の声かけを近所同士で行う（互近助）	警戒レベル3	全員	連絡方法を平常時に決めておく
安否確認を密に行う	災害発生時		連絡方法を平常時に決めておく
原則市山地域コミュニティ交流センターに避難。逃げ遅れて避難が困難な場合は、自宅や隣戸の上階等で緊急安全確保。	災害発生時		
自治会の代表者が副会長、組長に連絡を取る	災害発生時	自治会の代表者、副会長、組長	連絡方法を平常時に決めておく
市山地域コミュニティ交流センターで情報収集する			

※連絡方法、担当者を決める

③避難行動要支援者等への支援

内容	実施時期	担当者	備考
災害時の被災、避難状況をより迅速に把握するため、市から提供された避難行動要支援者名簿、個別避難計画を参考に、要配慮者の把握に努め、行政、自治会、民生児童委員などと連絡を取り合い、定期的に情報を更新する。			
要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動などについてあらかじめ検討し訓練などに反映させる。			
要配慮者に対しては、災害に際し、支援者及び近隣住民などが優先的に安否確認をし、その被災状況に応じて、応急的、効果的な対応を行う。また、本部及び自治会もこれに協働し支援を行う。			
自治会の代表者が副会長、組長に連絡を取る			
一人暮らしで難聴の人もいるので、近所の方に依頼し、家に上がっても手助けしてもらおう。			
市山地域コミュニティ交流センターまで避難誘導する。			

※実施時期、担当者を決める

④中長期的に取り組むこと

内容	実施時期	担当者	備考

⑤今後検討が必要なこと

内容
市山交流センターへの避難は増水した玉川を渡らなければならない危険があり、避難の判断が難しいためタイミングの検討が必要
テレビ視聴ができるようにすること。

7. 市東自治会

※太字は市東自治会特有の情報

(1) 地区の特性と予想される災害、過去の災害

①地区の特性

- ・ 浸水、土砂崩れ、土石流の危険性が高い地域である。

②過去の災害

- ・ 江津の”今”と”未来”を伝える広報誌かわらばん

2013. 6 VOL. 738 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3595.pdf>

2013. 10 VOL. 742 <https://www.city.gotsu.lg.jp/uploaded/attachment/3601.pdf>

③予想される災害

- ・ 城山と玉川に挟まれている城下地区では浸水と土砂崩れ、土石流災害の危険性が高い。(約10か所)
- ・ 玉川右岸と下市地区では八戸川によるバックウォーターが発生し、家屋の浸水被害にみまわれる。
- ・ 玉川の増水は早く、橋を渡ることが危険になる(流木等によるダム形成)。
- ・ 飯尾山からの水で床上・床下浸水の恐れがある。(約5軒)
- ・ **市山バイパス部分の八戸川堤防が決壊すると市山(下市、城下)地区のほとんどが床上浸水する恐れがある。バイパスそのものが低いので、越流する可能性もある。**

④避難場所、危険箇所の写真

<p>市山文化福祉センター</p>	<p>旧市山保育所</p>	<p>危険箇所 増水時の氾濫の危険あり</p>
<p>正蓮寺</p>	<p>市山コミュニティ交流センター</p>	<p>危険箇所 大雨による土石流の危険あり</p>

避難場所	避難想定人数	注意点
市山地域コミュニティ交流センター	約100名	<ul style="list-style-type: none"> ・本町地区と今田地区の避難所にもなっている。 ・地区の災害対策本部や地区班などの設置により、避難住民のために使用できる部屋が二つしかない。避難スペースが不足する場合は老朽化した体育館の使用が考えられる。 ・多目的トイレがなく、男女共用トイレなど課題。 ・スロープは整備されているが車いすがない。 ・城下地区にある避難所となっている正蓮寺と市山福祉文化センターは、背後に城山があり土石災害の危険性がある。また、設備、備品等十分といえず避難所として使用は不可。

※市山福祉文化センター・正蓮寺・旧市山保育所は避難所の指定から外す

(2) 防災活動の内容

①平常時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
普段からの声かけなどで関係性の構築を行う			
普段から地域には早めの自己避難を心掛けるように伝える	毎年〇月頃		
連絡体制を整える	毎年〇月頃		
避難行動要支援者との日頃の連絡を密にする	毎年〇月頃		
資材の確認	毎年〇月頃		
情報の管理（消防団、民生児童委員など）	毎年〇月頃		
避難所、避難経路、危険箇所の確認	毎年〇月頃		
防災グッズ（非常用持出袋）の購入推進。持ち出すものの定期的な確認	毎年〇月頃		
簡易ベッド、パーテーションなどの組立て訓練を行う	毎年〇月頃		
防災知識の普及・啓発	毎年〇月頃		
市山公民館だよりに情報を日頃から掲載する	毎年〇月頃		
防災訓練、避難訓練、非常食炊き出し訓練を実施	毎年〇月頃		市や消防団と連携する
	毎年〇月頃		
	毎年〇月頃		

※実施時期、担当者を決める

②災害時の取り組み

内容	実施時期	担当者	備考
避難の際の声かけを近所同士で行う（互近助）	警戒レベル3	全員	連絡方法を平常時に決めておく
安否確認を密に行う	災害発生時		連絡方法を平常時に決めておく
八戸ダム放流量が300 t 以上になると見込まれる場合は迷わず避難する。また、その他の場合でも土砂災害警戒情報をはじめ各種気象情報を参考に早めの避難を心掛ける。	ダム放流時		
夜間に道路浸水等の危険性が高まっている等の場合を除き、基本的には早めに市山地域コミュニティ交流センターへ避難する。逃げ遅れた場合は垂直避難等の緊急安全確保を行う。	警戒レベル3		
安否確認を行う	災害発生時	連絡班（4班）	連絡方法を平常時に決めておく

※連絡方法、担当者を決める

③避難行動要支援者等への支援

内容	実施時期	担当者	備考
災害時の被災、避難状況をより迅速に把握するため、市から提供された避難行動要支援者名簿、個別避難計画を参考に、要配慮者の把握に努め、行政、自治会、民生児童委員などと連絡を取り合い、定期的に情報を更新する。			
要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動などについてあらかじめ検討し訓練などに反映させる。			
要配慮者に対しては、災害に際し、支援者及び近隣住民などが優先的に安否確認をし、その被災状況に応じて、応急的、効果的な対応を行う。また、本部及び自治会もこれに協働し支援を行う。			

※実施時期、担当者を決める

④中長期的に取り組むこと

内容	実施時期	担当者	備考
車いすの購入			・市山地域コミュニティ交流センターはスロープが整備されているが車いすがない。

⑤今後検討が必要なこと

内容
・市山地域コミュニティ交流センターは 地区の 災害対策本部や地区班などの設置により、避難住民のために使用できる部屋が二つしかない。 避難スペースが不足する場合は 老朽化した体育館の使用を検討する。
・市山地域コミュニティ交流センターは多目的トイレがなく、男女共用トイレなど課題。
・城下地区にある避難所となっている正蓮寺と市山福祉文化センターは、 背後に城山があり 土石災害の危険性がある。また、設備、備品等十分といえず避難所として使用は不可のため検討が必要。
・市山福祉文化センター・正蓮寺・旧市山保育所は避難所の指定から外す（決定したら周知する。）
・車いすの購入。